

今月のクイズ

平成28年中の法令違反による普通車の取り締まり件数は、約593万件でした。そのうち、「携帯電話使用等」が占める割合を次の中から選んでください。（答えは裏面）

- ① 5% ② 10% ③ 15%



TOKIOMARINE NICHIDO

やめよう！運転中の携帯電話・スマートフォン！！

運転中、携帯電話やスマートフォンの着信が気になり、つい画面に目を移して「何だろう？」と確認したことはありますか？ また、手を使わない（ハンズフリー）装置を使用して、通話しながら運転しても「安全運転に支障はない」と思っていませんか？

今月は、運転中に携帯電話の画面を見る・操作する・通話することによる危険性について考えてみましょう。

ドライバーが携帯電話等の画面を見ていたことによる事故は、5年前の約2.3倍に増加！

平成28年中の携帯電話等の使用による交通事故は1,999件で、5年前に比べ約1.6倍に増えています。そのうち、携帯電話等の画面を見たり操作したり（画像目的使用）して発生した事故は927件で、全体の約46%を占め、5年前の約2.3倍に増加しました（図1）。死亡事故になると画像目的の割合が約63%を占め、運転中の危険な行為であることがわかります。

一方、ハンズフリー装置を使用しての通話や片手で通話するケース（通話目的使用）の交通事故は、画像目的使用に比べて少ないものの、5年前と変わらず発生しつづけています。

平成19～26年の8年間の携帯電話使用時の事故発生場所と事故類型の割合をみると、通話目的使用と非使用は割合が似ています（図2）。しかし、画像目的使用は直線の単路や交差点付近など、周囲に対する注意が散漫になる場所や状況で使用し、追突事故を起こしているケースが多くなります。また、死亡事故では画像目的使用・通話目的使用ともに歩行者との接触や単独事故が多く、加えて通話目的使用では正面衝突が多くなります。

事故直前の速度をみると、画像目的使用の場合は事故の約7割が20km/hを超えており、非使用の約4割と比べ、高い割合となっています。視線が画像に向いて、前方の危険に気づかないため、減速することなく事故を起こしている様子が見えます。



図1：運転中の携帯電話使用等により起きた交通事故の発生状況（平成23～28年）

出典：警察庁HP「やめよう！運転中のスマートフォン・携帯電話等使用」より弊社作成

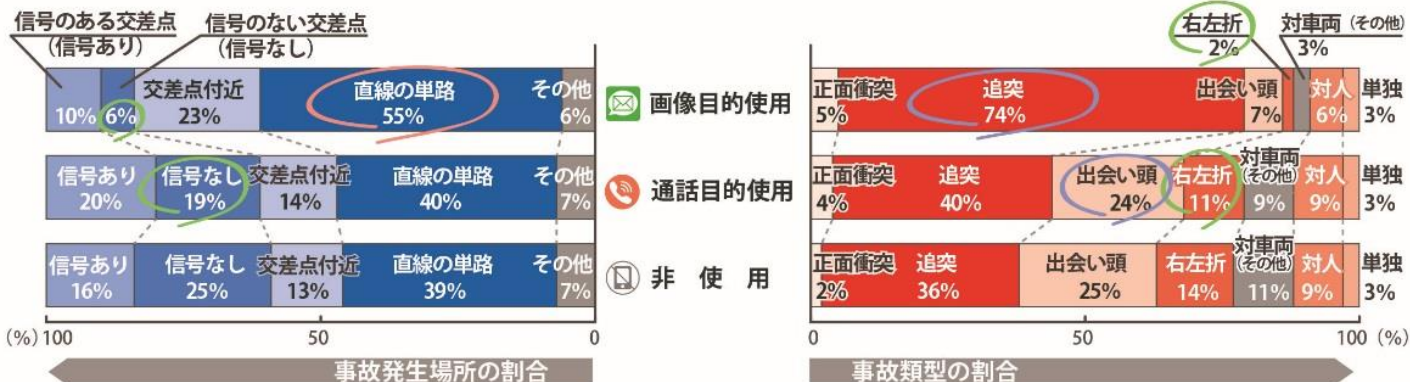


図2：携帯電話等使用状況別 事故発生場所と事故タイプの割合（平成19～26年合計）

出典：公益財団法人交通事故総合分析センター 平成27年 第18回研究発表会テーマ論文「携帯電話等の使用が要因となる事故の分析」より弊社作成

運転中に携帯電話の操作や通話を行うと、周囲の危険察知が難しくなる

運転中の携帯電話使用に関する調査によると、日ごろから運転しているドライバーの半数が、使用したことが「ある」と答えました(図3)。「ある」と答えたドライバーに使用目的を聞いたところ、「かかってきた電話等に出た」「着信したメール等のメッセージを確認した」「着信中の電話などの発信元を確認した」などの行為が上位を占めました(複数回答)。

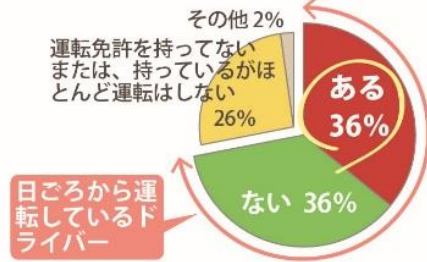


図3：運転中に携帯電話やスマートフォンで通話したり、画面をじっと見たりしたことがあるか
出典：内閣府 平成29年11月「運転中の携帯電話使用に関する世論調査の概要」より弊社作成

では、運転中に携帯電話等を使用すると走行にどのような影響が出るか、教習所のコースを使った自動車テスト*をみてみましょう。スマートフォンでメールやゲーム等の操作をしながら運転したときは「飛び出したボールに衝突」「信号の見落とし」「ハンドルの操作が不安定になり対向車線にはみ出す」ケースなど、運転操作に大きな影響を与えました。

このときのドライバーの視線の動きをみると、通常の運転では視線は広範囲をしっかりと確認しながら走行しています。しかし、スマートフォンを操作しながら運転するときの視線は、画面に近いところから前方の狭い範囲までしか確認しておらず、横からの飛び出しや信号の変化に気づくのが難しくなります。また、前方をよく見ていないうえに、片手でハンドル操作をしているので、走行が不安定になり、車線を逸脱して重大事故を起こす危険性が高くなります。

一方、ハンズフリー装置で通話したときは、「ウインカーの遅れや出し忘れ」「停止が遅れる」などが目立ちます。視線は通常と同じように広範囲を見ていても、意識が運転から通話に向いてしまうため、危険に対する反応が遅れたり気づかなかったりして、事故につながる危険性があります。



スマートフォンを操作しながら運転するドライバーの目線(イメージ図)

*出典：一般社団法人日本自動車連盟(JAF) 平成28年10月 JAFユーザーテスト「運転中のながらスマホ」より弊社作成

運転中に携帯電話やスマートフォンを使用するのはやめよう！

運転中に、携帯電話やスマートフォンの表示された画面をじっと見たり、手で持って通話したりする行為は、道路交通法第71条第5号の5「運転者の遵守事項」で禁じられています。

携帯電話やスマートフォンは、着信しても音も振動もないようにドライブモード(公共モード)に設定し、カバン等に入れましょう。使用するときには、車を安全な場所に停止してから使用しましょう。



また、ハンズフリー装置を使用しても、漫然運転につながるおそれがあるのでやめましょう。

運転中に携帯電話やスマートフォンを使用すると、周囲の危険察知が難しくなるのでやめましょう。運転中はドライブモード(公共モード)に設定し、カバンなどに入れましょう。

今月のクイズの答え

③15%(最高速度違反(25%)一時停止違反(20%)に続き、3番目に取り締まり件数が多くなります)
出典：公益財団法人交通事故総合分析センター 平成28年版「交通事故統計年報」より

ご用命・ご相談は...

有限会社 リスクナイン

TEL: 053-411-3190 FAX: 053-411-4157

〒435-0016 浜松市東区和田町 828-15



東京海上日動火災保険株式会社

企業営業開発部

〒100-8050 東京都千代田区丸の内 1-2-1

TEL 03-5288-6589 FAX 03-5288-6590

URL <http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

担当営業課